

道路運送法、道路交通法違反容疑による書類送検について

お詫び

本日、マスコミ報道にもありますとおり、車両総重量オーバーにより大型免許が必要なバスを、中型免許しか取得していない運転手に運転させた問題で、法人として弊社、および弊社社員が道路運送法、道路交通法違反容疑により書類送検されました。

まずもって、安全、安心をモットーとする弊社の安全管理体制を根底から覆す「法令違反」の事態を引き起こし、これまで弊社バスをご利用いただきました多くのお客様と関係者の皆様に心よりお詫び申し上げます。

また今後下される処分に関しましては謹んでお受けし、万全の安全対策を執り信用回復に努めてまいります所存です。

以下に再発防止の取り組みをお知らせいたします。

1. 原因

- (1) バス運転士を推薦する営業所および本社営業担当、そして経営者が道路運送法、道路交通法の理解をしていませんでした。
- (2) 営業所から上申された運転士をそのまま認定していました。

2. 再発防止策

- (1) バス運転資格認定基準を見直し大型二種免許取得者であることを条件とします。
- (2) 認定に際し上申する稟議書に大型二種免許取得者であることを証明するコピーを添付します。
- (3) 法令を中心とした勉強会の実施を運転者に対して行います。一般的な指導及び監督のマニュアルに沿って年2回以上実施します。
- (4) 運行管理者並びに経営者は外部より講師を招き逐次勉強会を実施します。
- (5) 経営者は営業所の巡回回数を増やし点呼体制の確認と乗務員とのコミュニケーションをとります。

平成 29 年 11 月 1 日

山交ハイヤー株式会社
代表取締役社長 伊藤博夫